

各和歌山県所管指定居宅サービス事業所管理者  
各和歌山県所管指定介護予防サービス事業所管理者  
各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者  
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者  
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者  
各和歌山県所管介護医療院管理者  
各和歌山県所管養護老人ホーム施設長  
各和歌山県所管軽費老人ホーム施設長  
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者  
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅管理者

様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局  
介護サービス指導室長  
(公印省略)

### 入浴介助における安全確保の徹底について（依頼）

高齢者福祉・介護サービスの提供につきましては、日頃より格別の御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、サービス提供中の事故防止については、これまでも集団指導や研修において、周知徹底をお願いしてきたところですが、先般県内の高齢者施設において、入浴サービス実施後に浴槽内ストレッチャーから更衣用ストレッチャーに移乗させる際、更衣用ストレッチャーが動き出して入所者が転落し、その後死亡する事故が発生しました。

また、他府県においてもこれまで、入所者が浴槽内で溺れ、又はやけどにより死亡する事例が報告されています。

各施設、各事業所においては、①入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）の入浴介助の際には、常に事故の可能性があり、安全装置の利用漏れ・確認漏れ、入所者等から短時間目を離すなどの少しの不注意により、転倒、溺水、外傷などの重大な事故につながるおそれがあること、②機械浴を使用する入所者等は、自力で動けない場合が多いため、職員の技術や注意力がなお一層必要であること、について改めてすべての職員に周知徹底をお願いします。

併せて、各管理者・施設長自らが、各施設、各事業所における入浴介助方法に問題がないか等、以下の点について改めて検証し、十分でない点があれば早急に改善するなど、事故の未然防止の徹底をお願いします。

また、転倒・転落後の診断と対応については、本年6月に医療事故調査・支援センターが公表した医療事故の再発防止に向けた提言第9号「入院中に発生した転倒・転落による頭部外傷に係る死亡事故の分析」の内容（別添のとおり）に留意するとともに、同提言に基づく対応をお願いします。

なお、本通知に関しては、入浴サービスを実施することのない事業所についても参考に送付していることを申し添えます。

### 記

1. 入浴機器を利用する時は、操作・使用説明書を再確認し、安全装置の利用漏れや点検漏

- れがないか確認し、適切な使用方法を職員に対して周知すること。
2. 1の使用方法を周知徹底させるためのマニュアルを整備し、職員研修を計画的に行うこと。
  3. 入所者等の安全確認については、必ず複数の介護職員が連携して行うこと。
  4. サービス提供中の事故やヒヤリハット等に関する報告を収集・分析し、抽出されたリスク要因に対して解決策を検討し、施設又は事業所全体で情報を共有すること。
  5. 事故が発生した際に迅速な措置（頭部打撲・外傷等で重症が疑われる場合は、明らかな異常を認めなくてもすぐに医療機関を受診し検査を行うなど）を行うことができるように、緊急連絡網や関係マニュアル（頭部外傷時対応マニュアル等）の整備、内容の再確認を行うこと。
- ※ なお、入浴時の事故防止に関するマニュアル及びサービス提供中に発生した転倒・転落による頭部外傷に関する情報については、以下の資料も参考にして下さい。
- ・「介護老人保健施設 安全推進マニュアル ―入浴時の事故を防止するために―」（公益社団法人全国老人保健施設協会監修）  
URL : <https://www.roken.co.jp/business/>
  - ・「入院中に発生した転倒・転落による頭部外傷に係る死亡事例の分析」（医療事故調査・支援センター）  
URL : [https://www.medsafe.or.jp/modules/advocacy/index.php?content\\_id=1#teigen009](https://www.medsafe.or.jp/modules/advocacy/index.php?content_id=1#teigen009)

和歌山県介護サービス指導室 TEL 073-441-2527
-----------------------------------